

令和5年度 第11回全体庁議（11月2日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(9) 帯広市空家等対策計画(原案)について[都市環境部]
----	-------	--------------	-------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

空家等の対策を総合的かつ計画的に進め、生活環境の保全を図ることを目的とする「帯広市空家等対策計画」の策定に向けて、計画の骨子案を作成したことから、令和5年11月22日の建設委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 計画策定の趣旨

- ・近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、全国的に空家等が増加しており、その中には、適切な管理がされず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがある。
- ・国は平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行し、空家等対策の取組を進めてきたが、空家等の更なる増加への対応や周囲に悪影響を及ぼすこととなる前の段階からの対策などを目的に、令和5年6月に法改正が行われ、空家等の「活用拡大」「管理の確保」「特定空家等の除却等」の3本柱により対策が強化されている。
- ・本市では、平成29年2月に「帯広市空家等対策計画」を策定し、空家等に関する問題の解決に向けて取組を進めてきたが、社会情勢に沿った空家等対策の充実を行う必要があることから、空家等に関する対策を見直し、総合的かつ計画的に進め、防災や衛生などの生活環境の保全を図ることを目的に本計画を策定する。

2 計画期間

令和6年度から令和15年度

3 計画の位置付け

- ・本計画は、法第7条第1項に規定する「空家等対策計画」として位置付けることとし、国の「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」に即し、北海道の「空き家等対策に関する取組方針」との整合を図るものとする。

4 基本方針

- ・空き家の発生抑制
- ・空き家の活用促進
- ・空き家の適切な管理・除却の促進

5 具体的取組

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 情報発信の充実 | (4) 関係制度の利用促進 |
| (2) 相談体制の整備 | (5) 適切な管理の促進 |
| (3) 所有者情報の外部提供 | (6) 特定空家等の解消促進 |

6 成果指標

- ・空き家が利活用・除却された件数は、平成28年度から令和4年度で年平均約200件となっている。本計画期間である10年間で、利活用・除却の件数が累計2,100件を超えることを目指す。

■ 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|---------------|
| ・令和5年11月 | 建設委員会へ報告（原案） |
| ・令和5年11月下旬～12月下旬 | パブリックコメント |
| ・令和6年2月 | 建設委員会へ報告（最終案） |
| ・令和6年3月 | 計画策定 |

■ 審議結果

- ・同内容で、11月22日建設委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし